

日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の管理に関する規則

(目的)

- 第1条 1 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の管理を定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとする全ての者に、明確に効力が及ぶ。

(定義)

- 第2条 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況の特異な記号で詳細に記した、データもしくは凸版印刷によって作られた印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

(地図販売)

- 第3条 1 本連盟は、事務局において地図を販売する。
- 2 本連盟は、本連盟が地図を販売するトレインにおける地元渉外を管理する。

(管理トレイン)

- 第4条 本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。
- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
 - 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

(知的所有権)

- 第5条 本連盟が、その知的所有権を有する地図を、以下のものとする。なお、オリエンテーリングがOLと略されているものも含める。
- 1 作成団体が、新日本オリエンテーリングクラブと記された地図
 - 2 作成団体が、関東学生オリエンテーリング連絡協議会と記された地図
 - 3 作成団体が、日本学生オリエンテーリング連盟と記された地図

(OCADの管理運用)

- 第6条 OCADで作成された地図データを、以下OCADデータとする。
- 1 OCADデータは、失われにくい方法で事務局において保存管理する。

- 2 OCADデータは、必ず地図に印刷して販売する。OCADデータの配布や販売は、これを行なわない。ただし、活動へ利用する場合にのみ、インカレ実行委員会、技術委員会、渉外整備委員会へのデータでの配布を認める。
- 3 本連盟は、OCADデータから地図への印刷を、本連盟に所属しない第三者もしくは団体に委託することができる。

(地図のコピー規制)

- 第7条 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

(新たなトレイン開発)

- 第8条 1 本連盟に属する者が、新たにトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行なわなければならない。
- 2 申請の書式は別に定める。

(リメイク)

- 第9条 1 本連盟に属する者が、既存のトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行なわなければならない。
- 2 本連盟が渉外を管理するトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行ない、幹事会の承認を得なければならない。
 - 3 申請の書式は別に定める。

(渉外整備委員会)

- 第10条 1 本連盟の臨時委員会として、加盟員及び評議員によって組織される渉外整備委員会を置く。
- 2 渉外整備委員会は、学連が管理するトレインにおける渉外システムの整備を目的とする。
 - 3 渉外整備委員会の委員は、委員長が決定し、幹事会に報告する。
 - 4 渉外整備委員会の経費は、本連盟予算から賄う。
 - 5 渉外整備委員会は会計1名を互選する。
 - 6 渉外整備委員会は、その目的を達成した後、常設の渉外委員会へ改組する。

(渉外情報の更新協力)

- 第11条 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違

を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

(活動の管理)

- 第12条 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。
1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。
1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。
- 3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。
1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なおうとする者は、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。
1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。

(違反)

- 第13条 1 本連盟に属する者が本規則に違反した場合、本連盟は処罰を行なう。
- 2 本連盟に属さない者で、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用した者が本規則に違反した場合、本連盟は制限を科す。
 - 3 幹事会は、理事会の諮問を受け、処罰と制限を決定する。

(改正)

- 第14条 本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

(細則)

- 第15条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定

平成17年4月1日施行

補記 将来において、常設の渉外委員会が発足する際、本規則を以下の3つに分割することを検討する。

- 1 地図データを含めた、日本学連の知的著作権や著作権に関する規則
- 2 地図の販売に関する規則
- 3 テレインの維持と管理に関する規則